

大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る  
未収金回収業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る未収金回収業務に係る委託の相手となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る未収金回収業務

(2) 業務内容

「大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る未収金回収業務委託仕様書」(別紙1)のとおり。

(3) 委託予定債権額及び債権数 ※

ア 債権額 約13,000,000円

イ 債権数 約50件

※本公募型プロポーザル実施時のものであり、契約時の債権を保証するものではない。

なお、業務期間中の委託債権追加により債権額が増加する可能性がある。

(4) 業務期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

3 委託料

回収した未収金の金額に報酬の割合(以下「成功報酬率」という。)を乗じた額及び回収不能債権報告書作成額並びに法的手続業務費用(着手金、収入印紙代及び財産調査等の実費負担の費用)を委託料として支払う。

成功報酬率及び回収不能債権報告書作成額並びに法的手続きに係る着手金額は、プロポーザルに参加する者からの提案によるものとし、上限は以下のとおりとする。

(1) 成功報酬率については、上限を30%とする。(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 回収不能債権報告書作成額については、上限を1件につき8,000円とする。(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(3) 法的手続きに係る着手金については、支払督促事件は上限を1件につき110,000円。民事執行(債権差押命令申立)事件は上限を1件につき110,000円。

通常訴訟事件は、上限を220,000円、ただし、支払督促から通常訴訟に移行する事件の着手金の追加着手金は、1件につき110,000円とする。(いずれも消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 実施形式 公募型

## 5 スケジュール

|               |              |
|---------------|--------------|
| 令和7年10月10日（金） | 公募開始         |
| 令和7年10月16日（木） | 質問受付締切       |
| 令和7年10月22日（水） | 質問に対する回答（予定） |
| 令和7年10月24日（金） | 参加申請提出締切     |
| 令和7年11月 7日（金） | 企画提案書の提出締切   |
| 令和7年11月20日（木） | 書類審査         |

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) (イ)から(ロ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 弁護士又は弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2に規定する弁護士法人であつて、同法第57条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

## 7 質問と回答

### (1) 提出方法

別添の別紙2「質問書」により、電子メール、ファクシミリ、郵送にて提出すること。

※電子メールの場合、メール件名に「プロポーザル質問 質問者名 送信年月日」を入

かし、質問書を1つのファイルにまとめて添付し、送信し、送信後、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ファクシミリの場合は、必ず電話等で送信した旨伝えること。

※郵便の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和7年10月16日（木）午後5時まで（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所本館3階）

都市計画部住宅政策課

TEL 077-528-2786 ファクシミリ 077-523-1256

E-mail otsul810@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

大津市ホームページによる回答を予定

(5) 回答予定日

令和7年10月22日（水）

## 8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、エからカまでに掲げる書類については原本1部及び副本7部を提出すること。

※副本については、プロポーザル参加者名、他の法人及び個人を特定できる部分をマスキングして提出してください。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 見積書（地方税及び地方消費税含む）（様式第3号）

エ 法人等の概要（様式第4号）

オ 業務実績調書（様式第5号）

カ 企画提案書（任意の様式）

※大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて提出すること。

（法人の場合）

キ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1部

ク 直近年度の国税（消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの） 1部

（個人の場合）

ケ 身分証明書の写し 1部

コ 直近年度の国税（消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの） 1部

(2) 提出期間

ア 上記(1)アからオまで、キからコまでの書類 令和7年10月10日（金）から同年10月24日（金）まで。ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 上記(1)カの企画提案書 令和7年10月10日（金）から同年11月7日（金）まで。ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所本館3階）  
都市計画部住宅政策課

9 企画提案書の作成方法と留意事項

様式は問わないが、別紙3「大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る未収金回収業務 企画提案書提出要項」を参照し、作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が、審査を行う。

(1) 審査方法 企画提案書の書類審査により行う。

(2) 審査日 令和7年11月20日（木）

(3) 審査員 市職員5名を予定

(4) 審査基準 別表により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。ただし、同一の審査項目において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

11 審査結果

(1) 通知方法 書類審査を行った全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期 令和7年11月28日（金）（予定）

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用し

ない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1.4 その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加申込者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

#### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期間、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### (7) 契約に係る特約事項

本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第2項第4号の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の

翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算の減額又は削除があった場合は、  
本件契約を解除することがある。

# 1 5 問合せ先

都市計画部住宅政策課 (担当：山崎)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2786

E-mail otsul810@city.otsu.lg.jp

(別表)

大津市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに住宅新築資金等貸付金に係る未収金回収業務  
委託審査基準

| 評価項目   | 審査項目        | 評価基準                                                                                                                                                            | 採点  |
|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 方針評価   | 事業実施方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的、業務内容を的確に理解しているか。</li> <li>・業務に対する方針が明確で現実的な内容であるか。</li> <li>・滞納整理についての考え方が本業務に最適か。</li> </ul>                      | 10点 |
|        | 個人情報の取り扱い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護、法令・守秘義務の遵守のための体制構築をはじめとした取組みが出来ているか。</li> <li>・本市が提供する情報や資料の適正な保管及び転用の禁止について、その基本的な考え方や実施手法が記述されているか。</li> </ul> | 5点  |
| 組織評価   | 実施体制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模から業務遂行に必要な知識、経験のある人材が十分確保されているか。</li> </ul>                                                                        | 25点 |
|        | 業務実績        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の業務実績から、本業務を実施するにあたり十分な知識や経験を有しているか。</li> </ul>                                                                       | 10点 |
| 提案内容評価 | 実施手法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的、効果的な内容になっているか。</li> <li>・督促方法や督促スケジュール、債務者の調査方法、分納交渉等の全体像が明確かつ具体的に記述されているか。</li> </ul>                              | 20点 |
| 基本事項評価 | 企画提案書の表現と構成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書は分かりやすい表現で体系的に整理されているか。</li> <li>・有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。</li> </ul>                                             | 10点 |
| 価格評価   | 見積金額        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成功報酬率及び回収不能債権報告書作成料並びに法的手続きの着手金に対し、提案者の努力が見受けられるか。</li> </ul>                                                           | 20点 |